

J R 総連通信

2005年7月28日

<http://www.jr-souren.com/>

774

全日本鉄道労働組合総連合会

J R西労“大阪D裁判”判決.....「『日勤教育』は懲罰的な意味合いがある！・会社は不当労働行為の意志があり、不当労働行為である」・配転先就労義務なし・賠償金を払え

配置転換は不当！

大阪地裁が認定！

J R西労と4地方本部(大阪・福知山・岡山・広島)の組合員8名が、会社からの不当な配置転換などに対し1991年4月に大阪地裁に提訴した裁判の判決が7月27日出されました。判決では、配転された3名に配転先での就労義務がないことや、4名とJ R西労に合計275万円支払いを命ずるというもので、会社の不当労働行為やその意志を認め、日勤教育についても懲罰的な意味合いがあるとすると、実質上、勝利判決をかちとったと言えます。

不当配置転換裁判判決についての中央執行委員会見解

大阪地方裁判所は本日(2005/7/27)、私たちが2001年4月10日に提訴した「不当配置転換損害賠償請求裁判」について、一部棄却判決があるものの、事実上の勝利判決を言渡した。

この裁判は、田村中央執行委員長をはじめ、広島・岡山・福知山・近畿地本内での組織破壊攻撃としての「配置転換」について、8名の原告が訴えた裁判であった。

判決では、網干総合車両所分会の3名の組合員に対して、「会社の不当労働行為意志に基づくものであって、本件配転命令は不当労働行為に当たり、権利濫用に当たるか否かを判断するまでもなく、無効というべきものである」として「(配置転換先での)就労義務のない」ことが確認され、会社はそれぞれ35万円の損害額を支払うよう命じた。また、当時の配置転換先から元職場や新たな職場で勤務している2名の組合員への就労義務不存在の訴えは「却下」されたものの不当労働行為を認定し35万円と25万円の損害額を支払うよう命じたのである。また、J R西労中央本部に対しても110万円を支払うよう命じた。

しかし、その他の岡山運転所分会、新見支部並びに福知山運転所分会での配置転換には不当にも「棄却」というものであり、怒りを禁じえない。しかし、岡山運転所分会組合員への事故後の日勤教育について「日勤教育の指定に懲罰的な意味合いがあることは否定できない」と判断している。

今日、J R福知山線脱線事故によって、会社の企業体質が大きな社会問題となっている。特に、私たちへの不当労働行為は執拗におこなわれてきた。職場でまじめに業務をおこなっている組合員や役員に対して、何の基準も示さず突然転勤を発令し、組織の団結を弱める攻撃を仕掛けたり、日勤教育を通じて脱退意図をおこない、脱退を拒否する意志を明らかにするや否や他職への配置転換をおこなうなど、不法行為を繰り返しておこなってきたのである。

このような、会社の労務管理によって、私たちが受けた傷はぬぐいきれないばかりか、安全を第一とする職場風土は、強権的な管理者による職場支配が浸透し、「命令と服従」が常態化し、安全が疎外される職場へと変質させられた。

そうであるがゆえに、管理者に対して「正しいこと」を強く訴えた私たち組合員に対して、転勤を強要したり、他職への配置転換や業務改善プロジェクトへの配置を強要し、他の社員への見せしめとも言える諸攻撃を強行したのである。

まさに、安全を訴える私たちへの組織破壊攻撃としての配置転換であることは明らかであり、不安全体質をつくり出している大きな原因でもある。

このような、理不尽極まりない攻撃に多くの組合員は怒りを覚え、職場からの闘いに立ち上がった。その結果、裁判所は私たちの怒りの訴えに耳を傾け、会社への損害賠償を命じたのである。しかし、一部とはいえ現状認識が認められず棄却判決が言い渡された。私たちは、粘り強く会社の理不尽で腹黒い意図を明らかにしていかなければならない。

私たちは、今回の勝利判決にあたり、二度と再び理不尽な配置転換をおこなわないよう強く会社へ求めていく。J R西日本に今求められているのは、事実を事実として受け入れる良心であり、これまで私たちにおこなってきた人権や働く権利を否定してきた「日勤教育」「不当配転」に対する謝罪であることを強く訴えるものである。

わたしたちは、J R福知山線脱線事故でお亡くなりになられた、107名の御霊に哀悼の意を表すると共に、ご遺族や負傷された方々の立場に立ち、大惨事の原因究明に向けて、職場から声を大きくあげていかなければならない。そして、安全を否定する全ての事柄に対して、果敢に挑んでいくものである。

2005年7月27日

J R西日本労働組合 中央執行委員会